

徳島県企業局訓令第二号

局 中 一 般

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局職員服務規程（昭和四十一年徳島県企業局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「総務事務システム又は」を削り、同項に後段として次のただし書を加える。

ただし、局長が特に認める場合には、総務事務システムにより申請を行い、所属長の承認をもつて、これに代えることができる。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。